



## 表彰おめでとうございます！

長年にわたり、民生委員・児童委員として、ご活躍された功績が評価された下記の方に厚生労働大臣特別表彰が授与されました。

かとう かつよし  
✽ 加藤 勝良 さん（富田一色地区）



6/10  
(土)

### シルバー人材センターの方に奉仕作業をしていただきました。



富洲原保育園において、暑い中、こどもたちが気持ちよく園生活が送れるよう、木の剪定や溝掃除、草抜きなどの作業をしていただきました。

いつも地域の方のご協力やご支援のもと、成長を見守っていただいています。

本当にありがとうございました。



### ステキ健康サポーター養成講座参加者募集！

参加無料

健康づくりのため、生活習慣病予防の運動と食事について学び、緑あふれる公園で仲間と楽しく活動しませんか？

【日 時】 8月4日、18日、25日、9月1日、8日（全5回、毎週金曜日）  
午前9時30分～11時30分

【場 所】 あさけプラザ 第4・5会議室<下之宮町296-1>

【対 象】 体を動かすことが好きな人や健康に関する知識を人に伝える意欲がある人で、地域での健康づくり活動に興味があり、講座終了後ステキ健康サポーターとして、ボランティア活動ができる市内在住の18歳以上の人

【内 容】 健康づくりに関する講義や運動実習、食に関する講義など

【定 員】 30人（応募者多数の場合は抽選。参加の可否は全員にご連絡します。）

【締 切】 7月20日(木) 【必着】

【申込み】 右記二次元コードから必要事項を記入して申込み、もしくは、電話、健康づくり課窓口(市役所7階)へ

【問合せ】 健康づくり課 ☎ 354-8291



申込みフォーム

## 自動通話録音警告機の購入費補助金制度が 6月1日から募集開始!

本市では、特殊詐欺や悪質な電話勧誘等からの被害を未然に防止するため、満65歳以上の方を対象として、固定電話機に外付けする「自動通話録音警告機」の購入費の一部を補助する制度を6月1日から募集を開始しました。

自動通話録音警告機は、電話機の呼び出し音が鳴る前に、相手に対して、通話内容を録音することを伝える警告音声を流した後に通話内容を録音する機器です。

なお、自動通話録音警告機能付きの固定電話機については、補助対象外です。

また、補助金を受けるためには、事前申請が必要ですので、ご注意ください。

- 【補助金額】 購入金額の2分の1（上限7千円、千円未満の端数切り捨て）  
【申請期間】 令和5年6月1日から令和6年1月31日まで  
【申請・問合せ】 市民・消費生活相談室（市役所1階） ☎ 354-8147  
※郵送可  
※お近くの地区市民センターでもご提出いただけます。

■詳しい制度についてはこちら ▶



## 結婚祝金給付制度のご案内

結婚を祝福し、夫婦の新しい人生を応援するため、結婚祝金を交付しています。ぜひご活用ください。

【対象】 次の条件をすべて満たす人

- (1) 令和5年4月1日以降に結婚されたご夫婦
- (2) 婚姻届提出日時点で、ご夫婦ともに39歳以下でいずれもこの結婚祝金の交付を受けていない方
- (3) 結婚祝金の交付を申請する時点で、ご夫婦が市内に居住し住所登録がある方
- (4) 結婚祝金の交付決定日から2年以上、ご夫婦が四日市市に定住する意思がある方
- (5) ご夫婦ともに税金を完納している方

【交付額】 10万円（1夫婦あたり）

【申請】 次の書類を直接、または郵送で、〒510-0085 諏訪町2-2 こども未来課（総合会館3階）へ。

- (1) 結婚祝金交付申請書
- (2) ご夫婦の戸籍謄本
- (3) ご夫婦の住民票（世帯全員、世帯主、続柄が記載されているもの）
- (4) ご夫婦それぞれの完納証明書（申請する年の1月1日以降に本市へ転入した方は、転入前の住所地におけるもの）

※完納証明書は市民税課のみで発行

※交付申請は、婚姻届出日から6か月以内に行ってください。

※結婚祝金交付申請書は、こども未来課のほか、市民課、市民窓口サービスセンター各地区市民センター（中部を除く）でお渡ししています。

【問合せ】 こども未来課 ☎ 354-8038

QRコード  
市ホームページ  
「四日市市結婚祝金給付制度のご案内」



夏まつりの準備・開催のため市民センター駐車場は、  
7月21日（金）夕方～23日（日）午前中まで使用できません。

※ 夏祭りの詳細は、各戸回覧のチラシ、  
町内掲示板のポスター「夏まつり2023 in富洲原」を、ご覧ください。



## 地域行事等における事故にご注意ください

毎年、夏から秋にかけて、清掃活動などの地域行事が盛んに行われる中、以下のような事故が多数発生しておりますので、ご注意ください。

- ・自治会の除草作業でハチに刺された、熱中症になった
- ・草刈り機で石を跳ねて車両を破損させた
- ・地区運動会や町内夏祭りの片付けでケガをした



本市では、地域活動中の事故等に対応するため、市民活動総合保険に加入しています。  
万が一事故が発生した場合は、下記の担当までご相談ください。

【問合せ先】市民協働安全課 ☎ 354-8179 FAX 354-8316

## 「こどもをまもるいえ」についてのお願い

四日市市では、各地域でPTAや青少年育成関係団体等の推進団体が「こどもをまもるいえ」の設置を推進しています。これは、子どもの登下校時や放課後において「痴漢」、「連れ去り」、「付きまとい」などの行為による被害を未然に防ぎ、子どもを一時的に保護し、警察や学校などへ通報していただくことを目的としています。また、ステッカーを家の前に貼っていただくことで、地域の犯罪を未然に防ぐという抑止効果も考えられます。

現在多くのご家庭にご協力いただいておりますが、新たにご協力いただける方、事情によりご協力いただけなくなった方がございましたら、各地域の設置推進団体までご連絡願います。

富洲原地区の設置推進団体  
富洲原地区青少年を守る会

四日市市PTA連絡協議会  
四日市市・四日市市教育委員会

【問合せ】青少年育成室 ☎ 354-8247



固定資産税・都市計画税  
(第2期)



納期限は7月31日（月）です